

料金一覧 令和1年10月1日～

特養

※但し制度改正により金額が変更となることがあります

※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、[施設サービス費]と[居住費]の料金の違いです。

「従来型個室」 (単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算I口	夜勤職員配置加算I口	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	559	4	13	14	36	5	12	320	300	1,263	37,890	介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります
	第2段階								420	390	1,453	43,590	
	第3段階								820	650	2,113	63,390	
	第4段階								1,171	1,392	3,206	96,180	
要介護2	第1段階	627	4	13	14	36	5	12	320	300	1,331	39,930	
	第2段階								420	390	1,521	45,630	
	第3段階								820	650	2,181	65,430	
	第4段階								1,171	1,392	3,274	98,220	
要介護3	第1段階	697	4	13	14	36	5	12	320	300	1,401	42,030	
	第2段階								420	390	1,591	47,730	
	第3段階								820	650	2,251	67,530	
	第4段階								1,171	1,392	3,344	100,320	
要介護4	第1段階	765	4	13	14	36	5	12	320	300	1,469	44,070	
	第2段階								420	390	1,659	49,770	
	第3段階								820	650	2,319	69,570	
	第4段階								1,171	1,392	3,412	102,360	
要介護5	第1段階	832	4	13	14	36	5	12	320	300	1,536	46,080	
	第2段階								420	390	1,726	51,780	
	第3段階								820	650	2,386	71,580	
	第4段階								1,171	1,392	3,479	104,370	

「多床室(相部屋)」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算I口	夜勤職員配置加算I口	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算I	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	559	4	13	14	36	5	12	0	300	943	28,290	介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります
	第2段階								370	390	1,403	42,090	
	第3段階								370	650	1,663	49,890	
	第4段階								855	1,392	2,890	86,700	
要介護2	第1段階	627	4	13	14	36	5	12	0	300	1,011	30,330	
	第2段階								370	390	1,471	44,130	
	第3段階								370	650	1,731	51,930	
	第4段階								855	1,392	2,958	88,740	
要介護3	第1段階	697	4	13	14	36	5	12	0	300	1,081	32,430	
	第2段階								370	390	1,541	46,230	
	第3段階								370	650	1,801	54,030	
	第4段階								855	1,392	3,028	90,840	
要介護4	第1段階	765	4	13	14	36	5	12	0	300	1,149	34,470	
	第2段階								370	390	1,609	48,270	
	第3段階								370	650	1,869	56,070	
	第4段階								855	1,392	3,096	92,880	
要介護5	第1段階	832	4	13	14	36	5	12	0	300	1,216	36,480	
	第2段階								370	390	1,676	50,280	
	第3段階								370	650	1,936	58,080	
	第4段階								855	1,392	3,163	94,890	

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。)

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)



看取り介護体制加算 I	1日につき	療養食加算
死亡日以前4日以上30日以下	144円	医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき
死亡日の当日	1,280円	
理容代	実費	医療費
日用品	個人購入(実費)	診療・薬代実費
		教養娯楽費
		本人希望のもの(実費)

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

◆利用者負担段階について

- 第1段階 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
- 第2段階 市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
- 第3段階 市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)
- 第4段階 利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)



※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。

要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。